

児童の権利条約第4回・第5回政府報告審査  
代表団長による冒頭ステートメント  
(和文仮訳)

2019年1月16日

議長、児童の権利委員会委員の皆様、

本日、児童の権利条約第4回・第5回日本政府報告審査に際し、日本政府代表団を代表し、児童の権利の尊重及び確保に向け、日々精力的に活動されている貴委員会の活動に心から敬意を表します。

本日、我が国の審査会場が満員となっていることは恐縮の限りです。これは光栄なことであり、児童の権利の保護に向けた我が国の政策や取組について多大な関心が寄せられていることの表れであると受け止めております。我々18名からなる、我が国の強力な代表団は、皆様からの高い注目にお応えできると私は断言いたします。

2019年、児童の権利条約は、国連総会での採択から30周年を迎えました。また、我が国にとっては、本条約を批准してから25周年の節目にあたります。このような非常に重要な節目の年に、貴委員会と建設的な対話の機会を得られたことを光栄に思います。

世界に目を向けると、紛争地域では、最も弱い立場にいる子どもたちが攻撃の対象とされ、残虐な暴力に晒されている状況が続いています。我が国の審査は、シリアの審査のすぐ後に行われていると承知しております。同審査ではこうした議論も多く繰り広げられたことでしょう。多くの子どもたちが命の危険により出身国や地域からの避難を余儀なくされており、長引く危機の中で希望の見えない未来に直面しています。児童の権利条約の重要性がますます高まる中、我が国として、世界各地で困難な状況にある子どもたちを一層支援していきたいと考えます。

国内においては、紛争下の文脈とはやや異なるかもしれませんが、戦後70数年の歩みの中で、日本の人口動態は大きく変化し、子どもに焦点を当てれば、ベビーブームから少子高齢化の時代に移行してきました。戦後の復興と経済成長の中では、教育や母子保健等の基礎的なニーズが中心でありましたが、現在では、いじめ、虐待、性的搾取、子どもの貧困、国際的な子の奪取等、取り組むべき課題が多様化・複雑化しています。特に、我が国が抱える少子高齢化は、「国難」とも呼ぶべき課題です。これに真正面から立ち向かい、子どもたちをはじめ全ての世代が安心できる社会制度を確立するため、我が国政府は鋭意取り組んでおります。

2010年5月の貴委員会による第3回審査から、約9年が経過しました。我が国は、貴委員会からの勧告を真摯に受け止め、我が国における児童の権利の保護・促進を着実に進めてまいりました。その一方、先ほど述べたような様々な課題が顕在化してきたことも事実です。国際的にも、様々な新しい課題も意識されるようになってきました。今次審査において、貴委員会には、我が国の取組に対する建設的なご助言を期待しますし、それを大事な参考材料にしていきたいと思っています。

また、先ほども申しあげましたとおり、今次審査では、日本の市民社会からも多くの方々も傍聴されております。我が国政府としては、市民社会による様々な活動の重要性を認識しており、幅広い意見を拝聴し条約の実施促進に反映させることは重要であると考えております。このような観点から、今次政府報告書の作成にあたり、2016年2月に一般市民及びNGOを含むステークホルダーとの意見交換会を開催したほか、各分野においても関係各府省庁と市民社会との意見交換を行い、共に取組を進めてきました。政府は、今後とも引き続き市民社会との対話と協力を重視していく考えです。

また、日本国民は、戦後の苦しい時代に日本の子どもたちを支援したユニセフに特別の思い入れを有しており、政府としても平素から緊密に連携し、世界中の子どもに対する人道・開発支援や子どもの権利の保護に取り組んでいます。また、一般市民からのユニセフへの寄付が世界の中で長年トップレベルとなっていることは、日本国民による世界中の子どもたちへの強い気持ちを示していると感じております。

議長、児童の権利委員会委員の皆様、

ここで、政府報告でも取り上げた、我が国が前回の審査以降、9年間に進めた取組をいくつかご紹介いたします。特筆すべき進展のあった9つの分野について、ご説明いたします。

#### < (1) 子育て及び教育 >

先に述べた少子高齢化に立ち向かうため、安倍政権は、未来を担う子どもたちや子育て世代に大胆な投資を行っています。第一に、待機児童問題の解消に向けた取組が挙げられます。第二に、2019年10月に、幼児教育の無償化を実現します。そして第三に、2020年4月には、真に必要な子どもたちへの高等教育無償化を実現します。我が国政府は全ての世代が安心できる社会保障制度へと、今後3年をかけて改革を進めていく所存です。

#### < (2) 子供・若者育成支援推進大綱 >

前回勧告を踏まえ、条約の理念にのっとり子供・若者育成支援施策を推進するた

めの国内行動計画として、2010年7月に「子ども・若者ビジョン」、2016年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。今後も、同大綱に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者を含め、全ての子ども・若者が健やかに成長し、自律・活躍できる社会の実現を目指した施策を推進していきます。

#### < (3) 子どもの貧困対策 >

子どもの貧困対策の総合的推進のため、2013年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。これらに基づき、全ての子どもが家庭の経済事情にかかわらず、それぞれの夢に向かって頑張ることができる社会の実現に向け、児童扶養手当や奨学金の拡充など、多方面にわたって施策を推進してきています。

#### < (4) いじめ防止対策 >

いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、2013年6月にいじめ防止対策推進法が成立し、同年10月、いじめ防止基本方針を策定しました。さらに、いじめが背景にある自殺や不登校等事案の調査に関するガイドラインを策定したほか、道徳教育の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充等の対策に取り組んでいます。

#### < (5) 児童福祉 >

我が国は、2016年6月に、児童福祉法及び児童虐待防止法等を改正しました。この中で、全ての児童は、条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有する旨を明確にしました。さらに、国及び地方公共団体は、乳幼児健診等の母子保健施策が児童虐待の発生防止及び早期発見に資することに留意して当該施策を講ずべきことを明記しました。

#### < (6) 児童虐待防止対策 >

また、痛ましい虐待事件が繰り返されないよう、2018年7月に関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底を図り、子どもの命を守る社会づくりを全力で進めております。

#### < (7) 児童の性的搾取等に係る対策 >

また、我が国は、2017年4月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上に向けた取組及び国民運動を展開し、国際社会との連携の強化や、児童が性被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援等を推進しています。

< (8) 民法改正（婚姻開始年齢，非嫡出子相続分に関する規定），刑法改正（強姦罪の見直し） >

我が国の国内法の根本を成す民法と刑法についても，歴史的な改正を行いました。

第一には，従前，女性の婚姻開始年齢は16歳と定められ，18歳とされる男性の婚姻開始年齢と異なっていたところを，2018年6月の民法の改正により，女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げることによって，婚姻開始年齢を男女とも18歳としたことが挙げられます。第二には，2013年12月の民法の改正により，法定相続分を定めた民法の規定のうち，嫡出でない子（法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子）の相続分を嫡出子（法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子）の相続分の2分の1と定めた部分を削除することによって，嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等としたことが挙げられます。第三には，2017年6月の刑法の改正により，女性及び女兒を被害者とする性交のみを対象としていた強姦罪の構成要件が見直されたほか，児童を含め，被害者の告訴なく起訴し得ることとしたことが挙げられます。

< (9) 国際条約（ハーグ条約及び人身取引議定書の締結） >

我が国は，前回審査以降，児童の利益を守るために新たに条約を締結いたしました。2014年にはハーグ条約（正式名称：国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）を締結しました。また，2017年には，国際組織犯罪防止条約人身取引議定書（正式名称：国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し，抑止し及び処罰するための議定書）を締結しました。

以上ご紹介した我が国の取組は，前回の貴委員会からの勧告を踏まえて行ったものであることを申し添えます。

議長，児童の権利委員会委員の皆様，

< 持続可能な開発目標（SDGs）の取組 >

我が国は，誰一人取り残さない社会を目指す持続可能な開発目標（SDGs）の推進を通じて，少子高齢化やグローバル化の中で実現できる，「豊かで活力ある未来像」を，世界に先駆けて示していきます。そのため，SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメントを大きな柱の一つと捉え，次世代によるSDGs推進を後押ししています。安倍総理大臣も，2018年に，自ら本部長を務めるSDGs推進本部の会合において，「子や孫の世代に誇れる日本」を作るべく，未来を担う子どもたちや女性に大胆に投資すると述べています。また，教育・保健分野における取組として，国内において幼児教育から高等教育まであらゆる段階において「質の高い教育」を実施します。本年に日本で開催されるG20関連会合やTICAD7を通じ，我が国の経験を諸外国と共有しつつ，国際教育協力やUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）を

推進していきます。

<子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）>

SDGs 16. 2には、「子どもに対する虐待，搾取，取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」とあります。同目標の実現のために立ち上げられた「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」に関し，我が国は，2018年2月にパスマインディング国に入りました。また，我が国政府は，GPeVACの活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」に対し，人道分野への初の拠出国として約600万米ドルの拠出を行いました。この拠出は，ナイジェリア及びウガンダにおいて暴力の脅威に直面する子どもを保護するために活用されています。このほかにも，市民社会からの要請を受け，関連のセミナーを開催し，また，市民社会の代表とこの分野における議論を深めるため，マルチステークホルダーのプラットフォームを立ち上げる準備会合を開催しました。我が国は，世界中の全ての政府に対してこうした取組に加わるよう呼びかけます。

議長，児童の権利委員会委員の皆様，

最後に，我が国政府は，今後とも，全ての子どもが将来への夢と希望を持てるより良い世界を築くために，児童の権利の尊重及び確保に向けた国際社会における議論を推進すべく，たゆまぬ努力を行っていく所存です。児童の権利の促進に関して，自己満足に陥ってはならないと考えますし，日本としても決してそのつもりはありません。また，児童の権利条約に関する本日の重要な審査において，我が国政府代表団は，委員の皆様に関心事項に対し，誠意を持って拝聴し，回答を行う用意があります。本日及び明日，皆様と有意義な議論が行われることを希望致します。

ありがとうございました。

（了）